

## 23. 社会福祉法人 御嵩町社会福祉協議会 役員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人御嵩町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めたものである。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、本会の役員に適用する。

### (報酬等の支給)

第3条 役員には、次のとおり報酬の支給及び費用弁償をする。

(1) 役員が次の業務に従事した場合には、日額 3,000 円の報酬を支給する。

- ① 役員が、評議員会、理事会及びその他の会議並びに監事監査を実施した場合
- ② 会長が、業務執行のために本会の業務に従事した場合
- ③ ①、②に規定する他、役員が本会のために業務に従事した場合

(2) 役員が前号の業務に従事するために、旅行等した場合には、本会旅費規程の規定に基づき費用弁償をする。

### (報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、通貨をもって役員に支給する。ただし、役員の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### 附 則

この規程は、平成29年6月19日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

## 24. 社会福祉法人 御嵩町社会福祉協議会 評議員の報酬等に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人御嵩町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めたものである。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、本会の評議員に適用する。

### (報酬等の支給)

第3条 評議員には、次のとおり報酬の支給及び費用弁償をする。

(1) 評議員が次の業務に従事した場合には、日額 3,000 円の報酬を支給する。

① 評議員が、評議員会及びその他の会議に出席した場合

② ①に規定する他、評議員が本会のために業務に従事した場合

(2) 評議員が前号の業務に従事するために、旅行等した場合には、本会旅費規程の規定に基づき費用弁償をする。

2 前項第1号に規定する報酬の額は、定款に規定する額を限度とする。

### (報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、通貨をもって評議員に支給する。ただし、評議員の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (公 表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### 附 則

この規程は、平成29年6月19日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

## 25. 社会福祉法人 御嵩町社会福祉協議会 外部委員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人御嵩町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の業務執行等に関して設置する委員会又は協議会（以下「委員会等」という。）の委員として業務に従事する外部委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めたものである。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、本会の業務執行に係る委員会等の外部委員に適用する。

2 前項に規定する外部委員とは、本会が必要に応じて設置する委員会等の構成員で、本会の職員、役員及び評議員以外のものをいう。

### (報酬等の支給)

第3条 外部委員には、次のとおり報酬の支給及び費用弁償をする。

(1) 外部委員が次の業務に従事した場合には、日額 3,000 円以内で業務の内容に応じ、会長が決定した報酬を支給する。

- ① 外部委員が、委員会等及びその他の会議に出席した場合
- ② 外部委員が、業務執行のために本会の業務に従事した場合

(2) 外部委員が前号の業務に従事するために、旅行等した場合には、本会旅費規程の規定に基づき費用弁償をする。

### (報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、通貨をもって外部委員に支給する。ただし、外部委員の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (改廃等)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

### 附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 19 日から施行する。